

建

設

部

21 建設課

建設課では、本市管轄の道路・橋梁・河川・港湾施設・法定外公共物の維持管理・整備を行うとともに、それらに係る占用許可や境界確認を担当しております。また、津島道路など高規格道路の整備促進支援や土木施設の災害復旧も実施しております。

国や県、関係部署と十分に連携しながら、効率的で効果的な事業の推進を図り、地域住民の安心・安全な暮らしを支える基盤づくりに取組んで参ります。

1. 道路・橋梁

社会経済及び防災面において根幹的な基盤となる高規格道路の供用に併せ、管轄内道路網の改良整備事業を推進し、安心・安全な交通を支えています。

道路

令和6年4月1日現在

区分		総数	舗装道	路線数
		延長 (m)	延長 (m)	—
自動車専用道路	松山自動車道宇和島道路	28,234	28,234	—
一般国道	56号	42,547	42,547	—
	320号・378号	16,389	16,389	—
主要地方道		94,212	94,212	6
一般県道		176,260	173,798	25
市道		1,257,877	1,062,792	3,214

(注) 道路延長には橋梁を含み、舗装道には表面処理を含む。

橋梁

区分		総数		永久橋		木橋	
		橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)
自動車専用道路	松山自動車道宇和島道路	36	4,749	36	4,749	—	—
一般国道	56号	47	846	47	846	—	—
	320号・378号	31	958	31	958	—	—
主要地方道		101	1,223	101	1,223	—	—
一般県道		141	1,523	141	1,523	—	—
市道		953	9,031	945	8,990	8	41

高規格道路

地域生活圏の拡大による高速交通需要に対応するため、新直轄方式により整備が進められておりました四国横断自動車道のうち、宇和島北IC～西予宇和IC（延長16.3km）が平成24年3月に供用されました。また、これに連なる宇和島道路（延長17.5km）のうち津島高田IC～津島岩松IC間（延長3.5km）が平成27年3月に開通し、宇和島道路全線が完成となりました。さらに、それに連結し愛南町柏へ至る津島道路（延長10.3km）が平成24年度に事業化され、現在整備が進められています。

2. 港湾

宇和島港港湾整備計画に基づき、港湾施設の管理・整備を実施し、入港船舶の安全と効率的な活用を図っております。

令和6年4月1日現在

施設概要

港名	所在地	港湾 管理者	港種	指定日	港湾 区域 (ha)	外郭施設(m)		係留施設(m)		保管施設(m ²)	
						防波堤	護岸	岸壁	物揚場	野積場	貯木場
宇和島港	宇和島市	愛媛県	重要港湾	S35. 6. 9	160	360	7, 339	1, 430	1, 873	42, 946	
岩 松 港	津 島 町	愛媛県	地方港湾	S28. 7. 10	182	158	810		253		10, 800
玉 津 港	吉 田 町	愛媛県	地方港湾	S28. 7. 10	65	580	2, 655		351	8, 105	
吉 田 港	吉 田 町	宇和島市	地方港湾	S28. 3. 31	32	139	3, 390		472	1, 300	

利用状況

港名	年 (1月 ～12 月)	入港船舶						出入貨物		
		外航商船		内航商船		漁船・その他		輸移出	輸移入	主な品目
		隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	トン数	トン数	
宇和島港	R 3	19	16, 380	3, 102	440, 198	10, 868	203, 650	42, 702	217, 740	[移出] 飼肥料、水産品 [移入] 雑穀、砂利・砂、セメント [輸入] ドロマイト
	R 4	3	1, 726	3, 153	425, 399	9, 813	187, 349	35, 790	193, 761	
	R 5	10	96, 473	3, 130	432, 630	10, 167	191, 431	35, 168	212, 283	
岩松港	R 3					336	1, 776		55	[移入] 砂利・砂、水産品
	R 4					325	1, 722		53	
	R 5					315	1, 670		51	
玉津港	R 3					4	32		5	[移入] 水産品
	R 4					4	32		5	
	R 5					4	32		5	
吉田港	R 3			130	1, 070				46	[移入] 水産品
	R 4			130	1, 070				46	
	R 5			130	1, 070				46	

22 都市整備課

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって地域の均衡ある発展と公共の福祉の増進に努めている。

1 都市計画

都市計画とは、都市の環境を保全し、その機能を増進するために、一体的な都市の区域内において長期的な見通しの上に土地利用を定め（制限）、さらに道路、公園、下水道などの都市施設について位置、規模、配置などを定め（事業）、その計画に基づいて事業を実施し、住民によるまちづくりを誘導することによって、全体として調和のとれた市街地を計画的につくり上げることである。

（１） 都市計画区域指定状況

昭和 48 年 12 月 25 日（県告示第 1200 号）、現在の宇和島市と愛南町の一部に南予レクリエーション都市計画区域を定めていたが、平成 23 年 10 月 21 日（県告示第 1218 号）、市単独の宇和島市都市計画区域として指定された。

令和 6 年 4 月 1 日現在では、都市計画区域面積は 13901.1ha となっている。これは市域面積の約 30%である。

（２） 用途地域決定状況 （令和 5 年 3 月現在）

第一種低層住居専用地域	約	100.8	h a	地域決定面積の	9.1	%
第一種中高層住居専用地域	約	31.8	h a	〃	2.9	%
第二種中高層住居専用地域	約	68.0	h a	〃	6.1	%
第一種住居地域	約	498.3	h a	〃	44.9	%
近隣商業地域	約	99.7	h a	〃	9.0	%
商業地域	約	72.6	h a	〃	6.5	%
準工業地域	約	203.6	h a	〃	18.3	%
工業地域	約	12.2	h a	〃	1.1	%
工業専用地域	約	23.5	h a	〃	2.1	%
計	約	1110.5	h a	〃	100.0	%

2 都市公園

永続性が担保された都市公園は、都市における緑とオープンスペースの中核として、多種多様な役割を果たしている。

- （１） 災害に対する都市の安全性
- （２） 活力ある長寿社会の形成
- （３） 住民の心身の健康の維持増進
- （４） 都市住民の自然とのふれあい
- （５） コミュニティの形成
- （６） 多様なスポーツ・レクリエーション活動
- （７） 創造的文化活動

このように、都市公園は緑の持つ機能の多様性を反映して都市において極めて多面的な役割を担っている。

公園開設面積（令和6年4月現在）

	公 園 名	面 積	種 別	管 理 者
1	天赦公園	2.51 ha	歴史公園	宇和島市
2	朝日公園	0.13 ha	街区公園	〃
3	和霊公園	1.19 ha	近隣公園	〃
4	城山公園	6.00 ha	歴史公園	〃
5	御浜公園	0.24 ha	街区公園	〃
6	灘公園	0.14 ha	街区公園	〃
7	愛宕公園	1.24 ha	近隣公園	〃
8	丸山公園	27.94 ha	運動公園	〃
9	黒岩山公園	70.35 ha	風致公園	〃
10	堀部公園	0.27 ha	近隣公園	〃
11	須賀川ダム記念公園	0.21 ha	近隣公園	〃
12	伊吹公園	0.09 ha	街区公園	〃
13	石丸公園	3.70 ha	地区公園	〃
14	柿原水源池公園	1.20 ha	地区公園	〃
15	保手公園	2.72 ha	近隣公園	〃
16	吉田公園	4.33 ha	総合公園	〃
17	吉田児童公園	0.25 ha	街区公園	〃
18	喜佐方公園	0.50 ha	街区公園	〃
19	君ヶ浦公園	0.25 ha	街区公園	〃
20	三間町運動公園	5.22 ha	特定地区公園	〃
21	寿児童公園	0.26 ha	街区公園	〃
22	南レク4号公園(本干拓)	6.21 ha	総合公園	〃
	小計	134.95 ha		
23	南レク6号公園（日崎）	2.61 ha	特殊公園	愛媛県
24	南レク6号公園（大入）	8.83 ha		
25	南レク1号公園（近家）	28.81 ha	広域公園	〃
26	南レク4号公園(本干拓)	25.56 ha	総合公園	〃
	小計	65.81 ha	合計	200.76ha

3 下水道

下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るためには、必要不可欠な施設である。

近年の生活水準の向上と生活様式の多様化に伴い、生活排水量が急速に増加し、このため快適な生活環境づくりに対する要請は年々高まっている。

当市においても、雨水・汚水を排除処理する公共下水道事業と雨水排除を目的とする雨水公共下水道事業を推進しており、市民が安心して生活を営むことができる環境づくりに、なお一層努力するものである。

(1) 公共下水道事業

下水道事業は昭和22年に雨水排除を目的に全体計画330haのうち、72haの事業認可を受け市街地を中心に整備を進めてきた。

昭和58年に南予レクリエーション都市計画下水道の計画決定を行い、171haの事業認可を得て管渠の整備事業に着手し、終末処理場は、平成5年度から建設着手し、平成9年度末施設が完成し、平成10年3月30日に一部供用開始を行った。

更に、令和2年度には予定処理区域を481haとし、令和5年度末には、予定処理区域の約75%にあたる364haの供用を開始している。

また、台風及び豪雨時に浸水被害を出している朝日町等、城北地区の雨水排除のため、築地町に城北雨水排水ポンプ場の建設工事を着手し、平成 15 年度に供用開始を行った。

今後は、残り認可区域の管渠の整備はもとより、市民への啓発を一層進め、更なる普及促進を図るものである。

幹線管渠

名 称	位 置		管径又は幅員	延 長	備 考
	起 点	終 点			
城北第 3 雨水幹線	朝日町 1 丁目	築地町 1 丁目	2.60m～2.00m	約 950m	
放流渠及び吐出口	築地町 1 丁目	築地町 1 丁目	2.50m	約 50m	
計				約 1,000m	

ポンプ場

名 称	位 置	敷地面積	備 考
城北雨水排水ポンプ場	築地町 1 丁目	約 2,100 m ²	700 mm 1 台 1,350 mm 1 台 ポンプ吐出量=4.4 m ³ /秒 全体計画 700 mm 1 台 1,350 mm 2 台 ポンプ吐出量=7.8 m ³ /秒

概 要

(汚水)

項 目	全 体 計 画		事 業 計 画	
1. 計画目標年次	令和 17 年度		令和 7 年度末	
2. 計画処理区域 (ha) 予定処理区域 (ha)	484.7		481.2	
3. 下水排除方式	分 流 式		分 流 式	
4. 計画処理人口 (人) 予定処理人口 (人)	16,953		19,747	
5. 計画汚水量 (日最大) m ³ /日	9,037		10,305	
6. 原単位 (ℓ/人・日)	日 平 均	240	日 平 均	240
	日 最 大	282	日 最 大	282
	時間最大	423	時間最大	423

終末処理場	7. 名称	宇和島市浄化センター	
	8. 位置	弁天町2丁目	
	9. 敷地面積	28,400 m ²	
	10. 水処理方式	標準活性汚泥法	
	11. 汚泥処理方式	重力濃縮、機械濃縮、機械脱水	
実施	令和5年度末処理区域 (ha)		364
	普及率 (%)		22.7
	水洗化率 (%)		92.4

(雨水)

排水区域 (城北)

名 称	市街地面積	備 考
城北排水区の一部	約 60ha	集水区域 約 61ha

(2) 雨水公共下水道

近年、宅地化が進み従来の田、畑による自然排水形態では満足な雨水排除が行えない状態であり、その雨水浸水地域の解消のため、大浦・来地区の整備を図り、生活環境の向上に努めている。

<大浦排水区>

当地区は市街地に近く、団地や住宅の建設により急速に宅地化してきた。これに伴い、雨水排除の問題が深刻になり、昭和56年より下水路の整備に着手し、管渠・ポンプ施設の改良を進め、浸水被害の解消に寄与している。

平成21年より大浦雨水排水ポンプ場の建設に着手し、平成26年度末に供用開始を行った。

排水区域

名 称	面 積	備 考
大浦排水区	事業計画 約 26ha	全体計画 約 49ha

下水管渠

名 称	位 置		管径又は幅員	延 長	備 考
	起 点	終 点			
大浦第4雨水幹線	大浦	大浦	1.4m～2.3m	約 460m	
放流渠及び吐出口	大浦	大浦	2.0m	約 80m	
計				約 540m	

ポンプ場

名 称	位 置	敷地面積	備 考
大浦雨水排水ポンプ場	大浦甲 208 番 140	2,211 m ²	700 mm 1 台 500 mm 1 台 ポンプ吐出量=1.49 m ³ /秒

<来排水区>

当地区は市の南に位置し、三方を山に囲まれ気候も温暖で平地の多いこともあり、最も宅地化が進んでいる地域であるが、排水設備が悪く台風・豪雨時には浸水被害を出し、地域住民の不安の一因であったため、これを解消すべく昭和 60 年度より事業に着手し整備を進めてきた。

平成 4 年 12 月には来雨水ポンプ場が完成し、長年の住民の念願であった浸水地域の解消に役立っている。

排水区域

名 称	面 積	備 考
来 排 水 区	事業計画 約 83ha	全体計画 約 93ha

下水管渠

名 称	位 置		管径又は幅員	延 長	備 考
	起 点	終 点			
来第 2 雨水幹線	長堀 2 丁目	長堀 1 丁目	3.20m～1.20m	約 934m	
来第 3 雨水幹線	長堀 1 丁目	長堀 1 丁目	1.95m	約 52m	
放流渠及び吐出口	長堀 2 丁目	長堀 2 丁目	3.10m	約 30m	
そ の 他			1.40m	約 134m	
計				約 1,150m	

ポンプ場

名 称	位 置	敷地面積	備 考
来雨水排水ポンプ場	長堀 2 丁目	約 4,300 m ²	800 mm 1 台 1,000 mm 2 台 ポンプ吐出量=6.5 m ³ /秒 全体計画 800 mm 1 台 1,000 mm 5 台 ポンプ吐出量=13.4 m ³ /秒

(3) 小規模下水道（漁業集落排水事業）

漁港及び漁場の水域環境や、漁業集落の生活環境の改善を図る目的で、遊子、平井、田畠、竹ヶ島の各地区に整備を行っている。

各漁業集落が離島や半島部に小規模に点在していること及び、地域人口が減少傾向にあることから、新たな小規模下水道施設の整備による下水道普及は困難と考えられ、合併浄化槽等、地域の地理的・社会的特性に応じた整備手法を組み合わせた形で、普及の促進を行っている。

地 区 名	供用開始年度	排水区域面積	接続人口	処理水量
遊子	平成 14 年度	22.83 ha	405 人	125.0 m ³ /日
平井	平成 12 年度	3.75 ha	57 人	11.8 m ³ /日
田畠	平成 12 年度	3.96 ha	52 人	17.5 m ³ /日
竹ヶ島	平成 9 年度	2.47 ha	20 人	2.3 m ³ /日

4 合併浄化槽

家庭の台所、洗濯、風呂などから排出される生活排水が、河川や池沼などの水質汚濁の一因となっている。

特に、汲み取り便所や単独浄化槽を使用している家庭から排出される生活排水は、未処理のまま放流されており、生活環境と水質の保全を図る為には、合併浄化槽への転換が不可欠である。

本市においては、新築家屋の合併浄化槽の設置並びに転換に伴う単独浄化槽・汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に対して補助等を行い、合併浄化槽の普及を促進することにより、生活排水対策を行っている。

合併浄化槽補助実績

(件)

人槽区 年度	5 人槽	7 人槽	10 人槽	合計
令和 3	129	19	6	154
令和 4	125	25	3	153
令和 5	102	22	4	128

23 建築住宅課

人口動態や経済活動など社会情勢の大幅な変動に加え、地震等への防災対策、環境負荷の低減対策など、住環境を取り巻く状況は、大きく変化しています。そのような中、住環境に係る市民のニーズも、高度化、多様化していると言えます。

安心で快適な住環境を実現するために、公営住宅の管理・整備を実施し、一般建築指導や建築基準法に係る事務手続を支援することで、良好な住まいづくりに寄与すると共に、市有建築物の管理・整備に係る技術的な支援を行い、安心して利用できる建築物の整備に取り組んでいます。

1 公営住宅管理・整備

居住の安定確保の点において、公営住宅の果たす役割は非常に重要であると考えます。

市内には公営住宅が1,159戸ありますが、昭和59年度までに建築されたものが約5割を占めており、耐用年数等を踏まえ、宇和島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期的視野に立った公営住宅の保全・整備・廃止を行うこととしています。このことによって、公営住宅を適正に管理し、居住の安定確保に努めています。

令和6年4月1日現在

地区	団地名	建築年度	戸数	家賃	構造
宇和島地区	妙典寺前公営住宅団地	S34	17	2,100～5,000	木造平屋建
	高光公営住宅団地	S28	4	6,000～11,800	簡易耐火2階建
	伊吹東第1団地	H12	4	17,700～34,800	低層耐火2階建
	伊吹団地	H17～H19	56	15,800～49,200	中層耐火3・4階建
	伊吹東第2団地	S30～S31	7	1,400～3,100	木造平屋建
	柿原第2団地	S32～S34	8	1,900～4,500	木造平屋建
	柿原第3団地	S33	10	1,900～4,600	木造平屋建
	柿原第1団地	H10～H11	38	23,100～45,600	中層耐火3・4階建
	和霊公営住宅団地	H3～H6	102	20,300～44,000	中層耐火3・4階建
	夏目ヶ市上公営住宅団地	S60～S63	112	17,100～36,800	中層耐火4階建
	夏目ヶ市下公営住宅団地	S39～S41	54	3,400～14,100	簡易耐火2階建 簡易耐火平屋建
	薬師谷公営住宅団地	S42～S46	100	6,700～10,700	簡易耐火2階建
	別当公営住宅団地	S47～S51	114	8,100～18,100	簡易耐火2階建
	柿之浦公営住宅団地	S29	1	1,200～2,400	木造平屋建
	川内公営住宅団地	R3	20	14,200～53,200	低層耐火2階建
	泉公営住宅団地	S61	18	16,400～32,300	中層耐火3階建
	寄松公営住宅団地	S61～S62	36	16,200～32,100	中層耐火3階建
	松ヶ鼻公営住宅団地	S60	18	16,100～31,600	中層耐火3階建
宇和島地区合計			719		

地区	団地名	建築年度	戸数	家賃	構造
吉田地区	御殿内 3 公営住宅団地	S38	1	3,100～6,100	木造平屋建
	御殿内 4 公営住宅団地	S54	4	15,200～28,100	簡易耐火 2 階建
	御殿内 5 公営住宅団地	S59	12	19,500～38,300	中層耐火 3 階建
	御殿内第 2 公営住宅団地	H 5	12	23,300～45,900	中層耐火 3 階建
	円通寺公営住宅団地	S27	4	1,800～3,600	木造平屋建
	医王寺下公営住宅団地(1・3 棟)	S43	16	7,500～10,600	簡易耐火 2 階建
	医王寺下公営住宅団地(2 棟)	S43	4	4,500～8,800	簡易耐火平屋建
	鶴間公営住宅団地(鶴間 1)	S46	12	8,600～10,400	簡易耐火 2 階建
	鶴間公営住宅団地(鶴間 2)	S47	12	8,700～10,200	簡易耐火 2 階建
	鶴間公営住宅団地(鶴間 3)	S48	12	8,900～10,900	簡易耐火 2 階建
	鶴間公営住宅団地(鶴間 4)	S51	8	11,500～15,000	簡易耐火 2 階建
	鶴間公営住宅団地(鶴間 5・地域改善)	S51	12	12,300～15,600	簡易耐火 2 階建
	鶴間公営住宅団地(鶴間 6)	S55	18	14,600～28,700	中層耐火 3 階建
	鶴間公営住宅団地(鶴間 7)	S57	18	15,500～30,400	中層耐火 3 階建
	与村井公営住宅団地	S60	2	16,400～31,200	木造 2 階建
	与村井公営住宅団地(地域改善)	S60	5	16,400～32,200	木造 2 階建
	御殿内市営住宅団地	S25	4	1,000	木造平屋建
	鶴間市営住宅団地	H 1	2	23,000	木造 2 階建
吉田地区合計			158		

地区	団地名	建築年度	戸数	家賃	構造
三間地区	石場団地	S35	12	2,000～4,800	簡易耐火平屋建・木造平屋建
	古藤田団地	S31	2	1,600～3,200	木造平屋建
	下落添団地 A 棟	H13	7	18,200～49,200	低層耐火 2 階建
	下落添団地 B 棟	H14	3	18,300～49,600	低層耐火 2 階建
	下落添団地 C 棟	H16	6	18,500～36,400	低層耐火 2 階建
	渡瀬団地	S60～S61	18	15,800～31,800	木造平屋建
三間地区合計			48		

地区	団地名	建築年度	戸数	家 賃	構 造
津島地区	公営御幸団地	S28	2	1,000～2,100	木造平屋建
	公営久保津団地	S31. S33	9	1,600～4,000	木造平屋建
	公営大芝団地	S28～S33	12	1,000～3,800	木造平屋建
	公営畑地団地	H16	36	15,400～45,800	中層耐火3階建
	公営小日提団地	S29	4	1,100～2,300	木造平屋建
	公営巽団地	S61～H01	60	18,900～40,000	中層耐火3階建
	公営近家団地	H4	12	20,600～40,500	中層耐火3階建
	公営近家塩浜団地	H12. H14	30	15,300～45,700	中層耐火3階建・5階建
	特定公共賃貸住宅近家塩浜団地	H14	12	48,000	中層耐火5階建
	市営大芝団地	S29. S30	8	1,200～2,700	木造平屋建
	市営うず尻団地	S48	2	6,800～10,600	木造平屋建
	市営成団地	S55	1	12,000	木造平屋建
	公営寿団地	S51, 52, 57	30	12,300～27,000	簡易耐火2階建、低層耐火2階建
	公営中央団地	S51, 52, 58	16	12,400～27,100	簡易耐火2階建、低層耐火3階建
津島地区合計			234		

総合計

1,159

2 民間住宅対策

民間木造住宅について、耐震診断技術者の派遣や、耐震改修工事に係る費用の一部を補助する制度を設けるなど、「完成年次の古い木造住宅」の耐震診断・改修に積極的に取り組んでいるほか、避難路等に面している民間設置の危険なブロック塀等の安全対策に係る費用の一部を補助することにより、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

また、居住する住宅のリフォームに係る費用の一部を補助することで、市民の居住環境の向上と、住宅投資の波及効果による市内経済の活性化を図っています。

加えて、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、申請のあった老朽危険空家について、不良度判定を行ったうえで、要件を満たすものについて、除却費用の補助を行い、安全な住環境の保全を図っています。

補助実績（令和5年度）

事業名	件数	補助金額(千円)
木造住宅耐震改修事業	※5	6,483
ブロック塀等安全対策事業	7	1,053
住宅リフォーム補助事業	84	14,987
老朽危険空家除却事業	37	27,230

※工事件数

3 建築指導

限定特定行政庁における建築基準法及び建築関係法令に係る事務手続きの受付・支援を行うとともに、道路位置指定や長期優良住宅の認定事務並びに定期的なパトロールの実施によって、建築物が適法な状態で維持保全されることに寄与しています。

建築確認申請

年度 構造物	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	延面積	件数	延面積	件数	延面積
木造	136	16,776.98	122	13,780.63	99	11,770.16
非木造	31	14,170.32	44	27,341.80	25	27,534.21
計	167	30,947.30	166	41,122.43	124	39,304.37

4 公共建築

市有公共建築物の営繕計画・工事に関し、設計・監理・検査等を行い、安心して利用できる公共建築物の構築に努めています。

工事等件数	設計・ 工事(業務)監督	検査
令和3年度	81件	63件
令和4年度	85件	77件
令和5年度	85件	87件